



2018年2月19日

各位

会社名 株式会社ジーエヌアイグループ
代表者名 取締役代表執行役 イン・ルオ
社長兼CEO
(コード番号：2160 東証マザーズ)
問合せ先 取締役代表執行役 トーマス・イーストリング
CFO
(TEL. 03-6214-3600)

単元株式数の変更、株式併合および定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、2018年2月19日の取締役会において、会社法第195条第1項の規定に基づき、単元株式数の変更について決議しました。また、2018年3月29日開催予定の第17期定時株主総会（以下、「本定時株主総会」といいます。）に、株式併合および定款の一部変更に関する議案を付議することを決議しましたので、下記の通りお知らせいたします。

1. 単元株式数の変更

(1) 変更の理由

全国証券取引所は、「売買単位の集約に向けた行動計画」を公表し、2018年10月1日までにすべての国内上場会社の普通株式の売買単位を100株に集約することを目指しております。当社は、東京証券取引所に上場する企業としてこの趣旨を尊重し、当社株式の売買単位である単元株式数を現在の1,000株から100株に変更することといたしました。

(2) 変更の内容

普通株式の単元株式数を1,000株から100株に変更いたします。

(3) 変更予定日

2018年7月1日

(4) 変更の条件

本定時株主総会において、下記「2. 株式併合」に係る議案が承認可決されることを条件といたします。

2. 株式併合

(1) 併合の理由

上記「1. 単元株式数の変更」に記載のとおり、当社株式の単元株式数を変更するにあたり、当社株式の中長期的な株価変動、および証券取引所が望ましいとする水準等を勘案して、株式併合（10株を1株に併合）を実施することといたしました。

(2) 併合の内容

① 併合する株式の種類

普通株式

② 併合の方法・割合

2018年7月1日をもって、同年6月30日（実質上6月29日）の最終株主名簿に記載された株主様の所有株式について、10株を1株の割合で併合いたします。

③ 併合により減少する株式数

| | |
|----------------------------|---------------|
| 併合前の発行済株式総数（2017年12月31日現在） | 134,744,831 株 |
| 併合により減少する株式数 | 121,270,348 株 |
| 併合後の発行済株式総数 | 13,474,483 株 |

(注)「併合により減少する株式数」及び「併合後の発行済株式総数」は、併合前の発行済株式総数及び株式の併合割合に基づき算出した理論値です。

(3) 株式併合による影響等

株式併合により、発行済株式総数が10分の1に減少することとなりますが、純資産等は変動しないことから、1株当たり純資産額は10倍となり、株式市況変動等の他の要因を除けば、当社株式の資産価値に変動はありません。

(4) 併合により減少する株主数

2017年12月31日現在の株主名簿に基づく株主構成は、次のとおりです。

| 所有株式数 | 株主数（割合） | 所有株式数（割合） |
|-------|------------------|-----------------------|
| 総株主 | 13,885 名（100.0%） | 134,744,831 株（100.0%） |
| 10株未満 | 89 名（0.0%） | 220 株（0.0%） |
| 10株以上 | 13,796 名（100.0%） | 134,744,611 株（100.0%） |

(注) 所有株式数が10株未満の株主様は、本株式併合により当社株主としての地位を失うこととなります。

なお、単元未満株式を所有される株主様は、株式併合の効力発生前までは、単元未満株式を買い取るよう当社に対して請求することも可能です。具体的なお手続きは、各株主様が取引されている証券会社または当社の株主名簿管理人までお問い合わせください。

(5) 1株未満の端数が生じる場合の処理

株式併合の結果、1株に満たない端数が生じた場合には、会社法の定めに基づき、当社が一括して処分し、その処分代金を端数が生じた株主様に対し、端数の割合に応じて分配いたします。

(6) 効力発生日における発行可能株式総数

本株式併合による発行済株式総数の減少に伴い、発行可能株式総数の適正化を図るため、効力発生日（2018年7月1日）をもって、下記のとおり発行可能株式総数を変更いたします。

| | |
|--------------------------|---------------|
| 変更前の発行可能株式総数 | 243,527,000 株 |
| 変更後の発行可能株式総数（2018年7月1日付） | 30,000,000 株 |

(7) 新株予約権の権利行使価額の調整

株式併合に伴い、当社発行の新株予約権の1株当たりの権利行使価額を、2018年7月1日以降、次のとおり調整いたします。

| 発行決議日 | 調整前権利行使価額 | 調整後権利行使価額 |
|--------------------------------|-----------|-----------|
| 第24回新株予約権 2008年7月22日取締役会決議 | 35円 | 350円 |
| 第25回新株予約権 2008年11月20日取締役会決議 | 9円 | 90円 |
| 第28回新株予約権 2009年6月22日取締役会決議 | 34円 | 340円 |
| 第31回新株予約権 2010年3月26日取締役会決議 | 33円 | 330円 |
| 第32回新株予約権 2010年3月26日取締役会決議 | 33円 | 330円 |
| 第38回新株予約権 2014年9月12日取締役会決議 | 402円 | 4,020円 |
| 第39回新株予約権 2015年8月17日取締役会決議 | 221円 | 2,210円 |
| 第41回新株予約権 2017年6月23日取締役会決議 | 654円 | 6,540円 |

(8) 併合の条件

本定時株主総会において、本議案が承認可決されることを条件といたします。

3. 定款の一部変更

(1) 変更の理由

上記「1. 単元株式数の変更」および「2. 株式併合」に伴い、現行定款第6条（発行可能株式総数）および現行定款第7条（単元株式数）を変更するものです。なお、これらの変更につきましては、2018年7月1日（本株式併合の効力発生日と同日）をもって効力を生じる旨の附則を設け、係る効力発生の時をもって当該附則を削除するものといたします。

(2) 変更の内容

変更の内容は次のとおりです。

(下線は変更部分)

| 現 行 | 変 更 (案) |
|----------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------|
| (発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、 <u>243,527,000株</u> とする。 | (発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、 <u>30,000,000株</u> とする。 |
| (単元株式数) 第7条 当社の単元株式数は、 <u>1,000株</u> とする。 | (単元株式数) 第7条 当社の単元株式数は、 <u>100株</u> とする。 |
| (新設) | <u>附則</u> <u>第6条および第7条の変更は、2018年7月1日をもって効力を生じるものとし、本附則は効力発生後これを削除する。</u> |

(3) 変更の条件

本定時株主総会において、上記「2. 株式併合」に係る議案が承認可決されることを条件といたします。

4. 単元株式数の変更、株式併合および定款の一部変更の日程

| | |
|----------------|-----------------|
| 取締役会決議日 | 2018年2月19日 |
| 定時株主総会開催日 | 2018年3月29日 (予定) |
| 単元株式数の変更の効力発生日 | 2018年7月1日 (予定) |
| 株式併合の効力発生日 | 2018年7月1日 (予定) |
| 定款変更の効力発生日 | 2018年7月1日 (予定) |

(注) 上記のとおり、単元株式数の変更、株式併合及び定款一部変更の効力発生日は2018年7月1日を予定しておりますが、株式売買後の振替手続きの関係により、東京証券取引所における売買単位が1,000株から100株に変更される日は2018年6月27日となります。

以 上